

春日井市重度ALS患者入院時コミュニケーション支援事業実施 要綱

(目的)

第1条 この要綱は、意思の疎通が困難な重度ALS患者（筋萎縮性側索硬化症等の患者で、声以外の伝達手段と発話を併用し、又は実用的発話を喪失しているものをいう。以下同じ。）の医療機関への入院時に、コミュニケーションを支援する事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めることにより、当該ALS患者と医療機関の従事者との意思疎通を図り、円滑な医療行為が受けられるように支援することを目的とする。

(事業の対象者)

第2条 事業の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 重度ALS患者で、看護に当たり特別なコミュニケーション技術が必要なもの
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による市の要介護認定を受けている者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）の規定による市の障害支援区分の認定を受けている者
- (3) 介護保険法第8条第2項に規定する訪問介護（以下「訪問介護」という。）又は障害者総合支援法第5条第2項に規定する居宅介護（以下「居宅介護」という。）若しくは同条第3項に規定する重度訪問介護（以下「重度訪問介護」という。）を利用している者

(事業の内容等)

第3条 事業は、重度ALS患者の医療機関への入院時において、コミュニケーションを支援する事業者（以下「コミュニケーション支援事業者」という。）が、事業の対象者とのコミュニケーションに熟知している者（以下「コミュニケーション支援者」という。）を派遣することにより行うものとする。

2 事業に係る支援の内容は、入院時における医療機関の従事者との意思疎通の円滑化を図るための支援とし、診療報酬の対象となる支援は提供しない。

3 事業は、重度ALS患者が入院している医療機関の承諾がなければ実施することができない。

(利用の申請)

第4条 事業を利用しようとする者は、春日井市重度ALS患者入院時コミュニケーション支援事業利用申請書（第1号様式）に愛知県知事が交付する特定医療費受給者証の写しその他これに類する書類を添付して市長に申請しなければならない。

(利用の決定等)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、利用の可否を決定し、その旨を春日井市重度ALS患者入院時コミュニケーション支援事業利用決定（却下）通知書（第2号様式。以下「決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、利用が適当であると認められる場合は、入院先の医療機関の長にあつては春日井市重度ALS患者入院時コミュニケーション支援事業利用決定に係る医療機関へのお知らせ（第3号様式。以下「医療機関宛通知」という。）により、コミュニケーション支援事業者にあつては春日井市重度ALS患者入院時コミュニケーション支援事業利用決定に係るコミュニケーション支援事業者へのお知らせ（第4号様式。以下「事業者宛通知」という。）により通知するものとする。

(利用の手続)

第6条 前条の規定により利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、決定通知書により指定されたコミュニケーション支援事業者と利用に係る契約を締結しなければならない。

2 利用者及びコミュニケーション支援事業者は、利用者が入院する医療機関に対し、重度ALS患者の入院に係る支援に関する確認書（第5号様式）を提出

しなければならない。

(利用決定の変更等)

第7条 利用者は、利用申請の内容を変更しようとするときは、春日井市重度ALS患者入院時コミュニケーション支援事業利用変更申請書（第6号様式）に決定通知書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の変更申請があったときは、その内容を審査の上、変更の可否を決定し、その旨を春日井市重度ALS患者入院時コミュニケーション支援事業利用変更決定通知書（第7号様式。以下「変更決定通知書」という。）により利用者に通知するものとする。

3 市長が、前項の規定により届出のあった申請内容の変更を認める場合は、入院先の医療機関の長にあつては医療機関宛通知により、コミュニケーション支援事業者にあつては事業者宛通知によりその旨を通知するものとする。

4 第2項の規定による変更決定を受けた利用者は、変更決定通知書に基づき、コミュニケーション支援事業者と必要な変更契約を締結しなければならない。

(利用決定の取消)

第8条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用決定を取り消すことができる。

(1) 利用者が利用期間内に第2条に規定する対象者の要件に該当しなくなったとき。

(2) 利用者がコミュニケーション支援を受ける必要がなくなったとき。

(3) 利用者が不適切な利用をしているとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により利用決定を取り消したときは、春日井市重度ALS患者入院時コミュニケーション支援事業利用決定取消通知書（第8号様式）により利用者に通知しなければならない。

(利用の期間等)

第9条 事業の利用期間は、1回の入院につき、入院の日から起算して14日以内

とする。ただし、継続して利用する必要があると市長が認めた場合は、30日を超えない期間内で延長できるものとする。

- 2 1日当たりの利用時間は、1回の入院につき、入院の日から起算して14日までは8時間以内、15日以降は4時間以内とする。

(コミュニケーション支援事業者)

第10条 コミュニケーション支援事業者は、介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者又は障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者であつて、利用者の在宅での生活時において利用者に対して訪問介護又は居宅介護若しくは重度訪問介護のサービスの提供を行っていたものでなければならない。

(コミュニケーション支援者)

第11条 コミュニケーション支援者は、利用者の在宅での生活時において訪問介護又は居宅介護若しくは重度訪問介護のサービスの提供を行っていた者でなければならない。

- 2 コミュニケーション支援者が事業のサービスを提供する際は、身分証を提示しなければならない。

(コミュニケーション支援事業費)

第12条 事業に係る費用(以下「コミュニケーション支援事業費」という。)の額は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号)(以下「障害福祉サービスに係る基準」という。)別表第2の1のイからチまでに規定する重度訪問介護に係る単位に10円を乗じて得た額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、現に訪問介護又は居宅介護を利用している場合で、当該サービスに係る費用の額によらなければ、事業の利用が困難であると市長が認めるときは、コミュニケーション支援事業費の額は、現に利用している当該サービスに係る単位に10円を乗じた額とすることができる。

(費用負担)

第13条 コミュニケーション支援事業費は、その10分の9に相当する額を市が負担し、その10分の1に相当する額を利用者が負担する。ただし、利用者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者であるときは、市がコミュニケーション支援事業費を全額負担するものとする。

(利用者負担額の支払)

第14条 利用者は、事業による支援を受けたときは、コミュニケーション支援事業者に対し、前条の規定により負担すべき額を支払うものとする。

(領収書の交付)

第15条 コミュニケーション支援事業者は、前条の規定により利用者からその負担額の支払を受けたときは、当該利用者に対し領収書を交付しなければならない。

(コミュニケーション支援事業費の請求及び支払)

第16条 コミュニケーション支援事業者は、第13条の規定により計算したコミュニケーション支援事業費の額から第14条に規定する利用者負担額を控除した額の支払を受けようとするときは、次に掲げる書類を支援の提供が終了した日以後速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 春日井市重度ALS患者入院時コミュニケーション支援事業費請求書（第9号様式）
- (2) 春日井市重度ALS患者入院時コミュニケーション支援事業費実績管理票（第10号様式）
- (3) 利用契約書の写し
- (4) 利用者に交付した領収書の写し

2 市長は、コミュニケーション支援事業者から前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、当該費用を支払うものとする。

(調査等)

第17条 市長は、事業の実施に関して必要があると認めるときは、利用者に対し、

文書その他の物件の提出若しくは提示を求めることができる。

- 2 市長は、コミュニケーション支援事業費の支給について必要があると認めるときは、コミュニケーション支援事業者又はコミュニケーション支援事業従事者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は市職員に質問させることができる。
- 3 コミュニケーション支援事業者は、前項の規定により市長が定期的又は随時に行う調査等に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定により調査等を行うときは、市職員は職員証を携帯し、関係人から求められたときは、これを提示しなければならない。

(コミュニケーション支援事業費の返還)

第18条 市長は、偽りその他不正の手段によりコミュニケーション支援事業費の支給を受けた者があるときは、当該支給額の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月3日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市重度ALS患者入院時コミュニケーション支援事業実施要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市重度ALS患者入院時コミュニケーション支援事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。